

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和3年7月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20210705	株式会社昭和観光バス (法人番号 2380001015619) 代表者岡本吉輔	福島県南相馬市原町区下太田字川内迫163番地の1	本社営業所	福島県南相馬市原町区下太田字川内迫163番地の1	文書警告(処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年5月31日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	2
20210726	昭和タクシー株式会社 (法人番号 2380001009397) 代表者安斎文彦	福島県二本松市成田町1丁目753番地の3	本社営業所	福島県二本松市成田町1丁目753番地の4、753番地の5	文書警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第27条第3項	令和3年5月25日及び6月11日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	12	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。